貝塚市公告第　195　号

介護保険法（平成９年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２の規定に基づき、納付義務者の住所及び居所が明らかでないため、令和７・８年度９月納期分介護保険料についての督促状を、ここに公示送達する。

令和　8年　11月　12日

貝塚市長　牛尾　治朗

公　示　送　達　書

下記の書類は、当市役所健康福祉部高齢介護課に保管してありますので、 届け出のうえ受領してください。		
送達する書類名	令和７・８年度９月納期分介護保険料についての督促状	
指定納期限	令和８年12月３日	
送達を受けるべき者	住所	氏名
	貝塚市澤	上原　清
	貝塚市津田南町	中野　三喜男
	貝塚市永吉	吉元　正夫
	貝塚市堀	奥野　紀美代
	貝塚市橋本	榎本　恒治

介護保険法（平成９年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第３項の規定に基づき、公告をした日から起算して７日を経過した時に書類の送達があったものとみなされます。